

お知らせ

平成31年4月
四国電力株式会社

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」の制定について

当社は、当社が定める「太陽光発電設備の系統連系および電力受給に関する契約要綱〔低圧受給〕」の適用範囲を拡大し、令和元年5月1日付で「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」を下記のとおり制定いたします。

なお、既にご契約いただいているお客さまについても、変更後の契約要綱が適用されます。

記

< 概要 >

○適用範囲について、これまで、FIT法にもとづく低圧太陽光に限定しておりましたが、FIT満了後の契約や、FIT法にもとづく高圧以上の太陽光発電や太陽光以外の発電種別にも対象範囲を拡大する。

○FIT期間満了に伴う以下の所要な見直しを行う。

- ・買取期間満了の日に先立って、発電者に満了後の買取単価を通知する。
- ・上記買取単価には、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律で定める非化石電源としての価値（以下、「非化石価値等」という。）を含み、非化石価値等は当社に帰属する。

など

以上